

前提（日々の年代別感染者数を全数把握）

【発生届対象者】 ※重症化リスクのある方

- ①65歳以上の方 ②入院を要する方 ③妊婦の方
④重症化リスクがあり、**コロナ治療薬の投与**又は**酸素投与**が必要と医師が判断する方

【日次報告のみ対象者】 ※重症化リスクの低い方
上記以外の者

基本的対応方針

“県内すべての陽性者の安心を確保しつつ、重症化リスクのある方に重点化”

【役割分担】

保健所 [重症化リスクのある方に重点をおいた対応]

◇疫学調査、入院調整、健康観察、受診・救急対応

陽性者登録センター **[拡充]** [重症化リスクの低い方対応]◇日次報告のみ（発生届出以外）対象者の**陽性者登録** ※自主検査(抗原キット、無料検査場)含む◇陽性者登録した方の**健康観察**（My HER-SYSの活用）◇保健所と**要観察者の情報等共有****保健所業務支援センター** [入力等後方支援]

◇HER-SYS入力（発生届対象者・日次報告のみ対象者）

◇SMS（My HER-SYS）送信 ◇療養証明書発行

コールセンター [窓口対応]

◇受診・救急等案内、保健所への取り次ぎ

県民

- ①65歳以上
- ②重症化リスク(基礎疾患)のある方
- ③妊婦

- ④小児
- ⑤症状が強い方

- ①②③④⑤以外の方かつ⑥⑦
- ⑥症状が比較的軽い方
- ⑦無症状の方

医療機関

受診

陽性判明

自主検査

(抗原キット※・無料検査場)

陽性判明

※発生届対象者

届出対象外

陽性者登録センターへの登録勧奨

陰性

引き続き感染予防対策実施
症状続けば受診

保健所

疫学調査

健康観察

要観察者

悪化傾向のある方

陽性者による登録

陽性者登録センター

WEB受付：24時間

MyHER-SYSを活用した健康観察 等

療養

入院

自宅療養

外来受診、かかりつ医の健康観察
オンライン診療受診 等

宿泊療養

対象者

和歌山県に在住または滞在中

小児、症状が強い方
※発生届出対象外の方15歳以上65歳未満で基礎疾患のない方、妊娠していない方
かつ 症状が比較的軽い方、無症状の方

医療機関

受診

陽性
判明

自主検査

(抗原キット※・無料検査場)

陽性
判明※体外診断用医薬品として
国に承認されたものに限る

陽性者による登録

陽性者登録センター

WEB受付：24時間

- 希望者に自宅療養支援物資の配布
- 希望者にパルスオキシメーターの貸出
- 症状悪化時、受診可能な医療機関の案内
(オンライン診療含む)
- MyHERSYSを活用した健康観察
- 要観察者を保健所に情報提供
- 希望者への療養証明発行
- 宿泊療養の案内

※発生届対象者：65歳以上、入院が必要、妊婦、重症化リスクがあり、コロナ治療薬の投与または酸素投与が必要

自宅療養者健康観察期間

保健所

陽性者登録センター

健康
観察

自宅療養物資等の配送※希望者

自宅療養物資等の配送※希望者

保健所、かかりつけ医
My HER-SYS

My HER-SYS
(Web又は自動架電)

要観察者(陽性者登録センターより)

共有

うち要観察者

救急受診
入院
調整

診察
希望

オンライン診療
陽性者診療医療機関

基準: 熱(4日連続38度以上)
94%以下、息苦しさ、胸痛等

※ホームページ、コールセンター等で紹介予定

救急

救急受診

入院

療養期間終了後

療養証明書発行※希望者
[保健所業務支援センター]

問合せ内容	電話番号	名称
<u>抗原キット送付</u> や <u>陽性者登録</u> に関すること	050-2018-3138 (9:00～17:00)	陽性者登録センター
<u>健康観察アプリ(My HER-SYS)</u> の <u>使用方法</u> や <u>療養証明書発行</u> に関すること	0120-238-275 (9:30～20:30)	My HER-SYSコールセンター
<u>医療機関受診</u> や <u>症状</u> などに関すること	073-441-2170 (24時間)	和歌山県コールセンター (新型コロナ専用相談窓口)
<u>無料検査の条件</u> や <u>実施場所</u> に関すること	050-3626-2225 (9:00～17:00)	ワクチン・検査パッケージ 等促進事業事務局

和歌山県新型コロナウイルス感染症診療・検査・療養等の情報サイト

(<https://wakayama-covid19.jp/index.html>)

ハイリスク施設等（クラスター）対策

- ① 医療機関、高齢者施設（入所、通所）、障害者施設（入所、通所）については感染拡大に伴い、重症者の発生が特に考えられることから、早期の介入が重要であるため、以下の報告を求める。



関連性のある複数の感染者の発生があった場合、または、一人の感染者の発生であっても、感染の拡大が考えられる場合、または、死亡者があった場合は、直ちに、最寄りの保健所に連絡すること。

- ② 保育所関係、学校、事業所については、同じ所属（クラス、学年、クラブ等）において、5人以上の感染者の発生があった場合は、直ちに、最寄りの保健所に連絡すること。
- ③ 地域への感染拡大防止のために、特に必要な場合は、施設名等を公表する。

みなし陽性の廃止

全数届出の見直しに伴い、同居家族等の陽性の確認が困難な場合があり、また、統計処理上支障があるため、「みなし陽性」を認めないこととする。